

中小企業デジタル化 導入支援事業費補助金

デジタルツール・
ITソリューション
を導入して、
業務効率化・生産性
向上を実現しません
か？



募集期間

令和8年
7月7日(火)
～8月31日(月)
※締切日17時必着

補助内容

【補助金額】 最大100万円

【補助率】 3分の2以内

【対象者】 秋田県内に事業拠点を有し、かつ県内で1年以上
事業実績がある中小企業者

※「製造業」等、一部の業種は対象外となります。

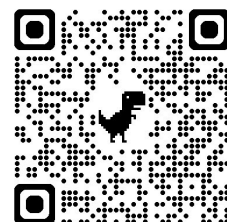
【対象事業】

デジタルツールやITソリューションの導入により、
業務効率化や生産性向上、経営基盤の強化に資する事業

お問合せ

秋田県産業労働部 商工業振興課 産業DX推進チーム
TEL : 018-860-2245
Email : shoene2025@mail2.pref.akita.lg.jp

● 秋田県公式サイト「美の国あきたネット」から
コンテンツ番号で検索 「94185」



補助対象経費の例

- 会計、人事給与管理、顧客管理、販売管理等の業務サービス
- グループウェア
- ビジネスチャット
- 業務自動化（EPA）
- セルフオーダーシステム
- ネット注文システム
- セキュリティ対策
- ハードウェア・周辺機器（ソフトウェアと組み合わせて専ら事業に使用する場合に限ります）

詳しくは、美の国あきたネット掲載の実施要領やQ&Aをご参照ください。

申請に当たって

- 補助金の交付決定後（9月末以降）に実施する取組が対象です。
発注・契約は交付決定後に行ってください。
- 令和9年2月28日までにシステム等の導入や支払等を全て完了させる必要があります。
- 賃上げ緊急支援金の支給要件を満たしている場合や女性活躍に関する取組を実施している場合等については、審査時に加点します。

① 応募

② 書面審査

③ 交付・不交付
決定

④ 事業実施
（発注・契約）

⑤ 納品・支払
（振込）

⑥ 実績報告

⑦ 完了検査

⑧ 補助金交付

9月上旬

9月下旬

補助金は精算払いとなります

よくある質問

Q 対象外の業種とは？

A 現在営んでいる事業の業種が実施要領に定める別表 1 に該当する業種のほか、日本標準産業分類（令和5年7月改訂）大分類 E（製造業）に該当する場合、補助対象外となります。

Q クラウドサービスの使用料を一括払い（1年分など）した場合は、申請可能ですか？

A 補助対象期間（交付決定日 9月下旬～令和9年2月28日）のみ申請可能です。月割計算をして、補助対象額を算出してください。

【計算例】

クラウドサービス使用料12万円（R8.10～R9.9）を一括払いした場合

補助対象期間（R8.10～R9.2）の5か月分を算出

補助申請額 $12\text{万円} \times 5 / 12\text{か月} = \underline{5\text{万円}}$

Q 補助金額の下限30万円とは？

A 補助金額が30万円以上である場合に申請することができます。

具体的には、補助対象金額（税抜き）×補助率2/3（千円未満切り捨て）で算出した金額が30万円以上になる必要があります。

つまり、補助対象金額（税抜き）が45万円以上である必要があります。

Q 提出書類の「支援機関確認書」の提出は必須ですか？

A 必須です。金融機関及び県内の商工団体に作成を依頼してください。

Q 提出書類の「県税納税証明書」とは？

A 県税事務所で「県税の徴収金について滞納のないこと」の証明書を取得し、提出してください。